

平成23年度

全国労働衛生週間実施要領

平成23年10月1日～7日 ●準備期間9月1日～30日

～平成23年度 全国労働衛生週間スローガン～

見逃すな 心と体のSOS みんなでつくる健康職場

会長メッセージ

建設業における業務上疾病による被災者数は、労働衛生教育や快適な職場環境づくりの推進等、会員の皆様をはじめ関係者のたゆまぬご努力によりまして、長期的には減少傾向を示しておりましたが、平成22年の被災者数は、記録的な猛暑による熱中症での被災者が増加したことにより881人となり、前年比で163人増加いたしました。

また、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症等の職業性疾病等も依然として発生しており、近年においては長時間にわたる過重な労働による、脳・心臓疾患並びに仕事や職場生活への強い不安、悩み、ストレス等への対策の強化が求められております。

さらに、東日本大震災の復旧・復興工事等において、建築物等の解体・改修等に従事する作業員の石綿へのばく露等の健康障害予防対策が重要となっております。

当協会では、熱中症予防対策の徹底を図るため、管理監督者および作業員に対して、本年3月より「建設業等における熱中症予防指導員研修」、「作業員のための熱中症予防教育」を本部および支部において実施いたしました。

酸素欠乏症等危険作業に関しては、特別教育用テキストを作成し、今後、当該教育を実施することとしております。

一方、東日本大震災の復旧・復興工事については、建災防本部に労災防止対策本部を、また、岩手、宮城、福島県の3県に支援センターを設置して労働災害防止を図っています。

これから迎える全国労働衛生週間は、作業員の心とからだの健康と快適な職場づくりの重要性を再認識する良い機会であります。会員の皆様におかれましては、本実施要領を参考に、経営トップの明確な方針のもと、企業の実態に応じた効果的な活動を実践され、職場の労働衛生水準の一層の向上に努められますようお願い申し上げます。

なお、当協会では、本年10月6日、7日の両日、広島市において、「全国建設業労働災害防止大会」を開催いたします。ぜひご参加いただきますようお願い申し上げます。

平成23年9月

建設業労働災害防止協会
会長 銭高一善



I 趣 旨

本年度の全国労働衛生週間は、厚生労働省の平成23年度全国労働衛生週間実施要綱に基づき、建設業労働災害防止協会およびその他関係団体の協賛のもとに、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として、

「見逃すな 心と体のSOS みんなでつくる健康職場」

のスローガンのもとに展開される。

このため、経営トップをはじめ関係者は、本週間を契機に作業員の健康保持・増進等の重要性についてさらに認識を深め、心身ともに健康で、誰もが安心して働ける快適な職場づくりを目指し、店社と作業所との緊密な連携のもとに効果的な労働衛生管理活動を着実に実施するものとする。

※「平成23年度全国労働衛生週間実施要綱」については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000f4pw.html>) で紹介しています。

II 会員が実施する事項

会員は、作業員の健康保持・増進等と快適な職場環境の形成について、経営トップが明確な方針を示し、これに基づき、日常の労働衛生管理活動の総点検を行うとともに、次の事項から店社および作業所の実態に即した項目を選定して実施計画を作成し、積極的に活動を実施する。

なお、この計画の作成にあたっては、「平成23年度建設業労働災害防止対策実施事項」（以下、「実施事項」という。）に定める「業務上疾病予防対策および健康の保持増進のための具体的実施事項」（P23～33）等を活用する。

※「実施事項」については、当協会ホームページ (http://www.kensaibou.or.jp/activity/publicity_work/enforcement_plan.html) で紹介しています。

準備期間（9/1～9/30）の実施事項

実施事項	重点対策
1 労働衛生管理体制の確立とその効果的な活動の推進	(1) 店社、作業所等を通じての一貫した労働衛生管理体制の整備、充実 (2) 店社の年間計画及び作業所の施工計画等に基づく労働衛生管理活動の一層の推進 (3) 「リスクアセスメント建設業版マニュアル」に基づくリスクアセスメントの確実な実施 ① 施工計画書（作業計画書を含む）作成時のリスクアセスメントの実施 ② リスクアセスメントの結果①のリスクの低減措置の作業手順、工程打合せへの反映と実施の確認
2 作業環境管理の充実	(1) 石綿含有建材等を使用した建築物の解体等工事における、石綿粉じんの濃度測定の実施およびその結果に基づく作業計画の作成等、ばく露防止対策の徹底 (2) 粉じんさらされる作業場における作業環境測定の実施およびその結果に基づく換気、湿式化等による作業環境の改善およびたい積粉じん除去の徹底 (3) 有害ガス、蒸気等の有害要因にさらされる作業場における作業環境測定の実施およびその結果に基づく換気等作業環境の改善 (4) 自然換気が不十分な場所における内燃機関等の使用等による一酸化炭素中毒予防の徹底 (5) 酸素欠乏等危険作業における作業開始前の酸素濃度および硫化水素濃度の測定並びにその結果に基づく換気等措置の徹底 (6) 節電対応下における適正な換気・照明等、作業環境の確保 (7) 事務所および休憩所等の緑化、美化等うるおいのある作業環境の形成

3	作業管理の充実	(1) 「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」に基づく、適切な作業時間の管理等の実施 (2) 自動化、省力化等による作業負担の軽減 (3) 呼吸用保護具、保護めがね、耳せん、防振手袋等の点検・整備と適切な使用および保守管理の徹底 (4) 作業姿勢、作業時間等の検討及び作業方法の改善 (5) 休憩、休養設備の点検、整備
4	健康管理の充実	(1) 関係法令に従った健康診断の実施およびその結果に基づく医師の意見を勘案した就業場所の変更、作業転換、作業時間短縮等の就業上措置の徹底 (2) 一般および特殊健康診断結果の本人への通知徹底および診断結果に基づく医師、保健師等による面接等保健指導の実施 (3) 作業員の日常の健康状態に応じた適正配置の実施 (4) 心とからだの健康づくり（THP）の継続的かつ計画的な実施のための体制整備およびメンタルヘルス対策の推進（※ THP：Total Health promotion Plan） (5) 過重労働等による健康障害防止のための医師による面接指導の実施
5	労働衛生教育の充実	(1) 石綿等取扱作業、粉じん作業、有機溶剤取扱作業、特定化学物質取扱作業、酸素欠乏危険作業、高圧室内作業等に従事する作業員に対する特別教育または特別教育に準ずる教育の実施 (2) 呼吸用保護具等の適正な使用方法等に関する教育、訓練の実施 (3) じん肺有所見者に対する喫煙禁止等の健康管理教育の実施 (4) 振動工具取扱い作業等に対する安全衛生教育の実施
6	寄宿舎、食堂等の安全衛生管理の徹底	(1) 寄宿舎設置の届出、避難・警報・消火設備等の点検、整備 (2) 作業所の食堂等の衛生管理体制の整備 (3) 作業所等における喫煙対策の実施

本週間（10/1～10/7）の実施事項 （週間行事計画表（例）は8ページに掲載）

実施事項		重点対策
1	労働衛生意識の高揚	(1) 作業所長から作業員全員に対する会社、協会等のメッセージ等の伝達 (2) 店社または作業所単位の安全衛生大会の開催 (3) 労働衛生に関する標語、作文等の募集と表彰 (4) 優良協力会社、作業グループ等に対する表彰の実施 (5) 家庭における健康保持に関する知識の普及
2	安全衛生パトロール等の安全衛生活動の実施	(1) 店社幹部による作業所、寄宿舎等の安全衛生パトロールの実施 (2) 作業所一斉の整理整頓、清掃等による環境整備の徹底
3	安全衛生教育・訓練等の実施	(1) 労働衛生に関する勉強会、講演会等の実施 (2) 店社幹部等による職場安全衛生懇談会の開催 (3) 緊急時の措置についての必要な訓練の実施
4	その他、本週間にふさわしい行事および期間中の行事に係る反省会の実施	

Ⅲ 協会が実施する事項

本部および支部は、その地域の実情に応じて次の事項を実施する。

1. 安全衛生推進大会の開催
2. 低圧電気取扱業務をはじめとする特別教育および振動工具、丸のこ等取扱い作業従事者教育の実施
3. 職長・安全衛生責任者教育、足場の組立て等の作業主任者および各種安全衛生業務従事者に対する能力向上教育等（安全衛生推進者等）の実施
4. 準備期間・本週間中の強調運動等の普及・推進

資料 1

建設業における業務上疾病の発生状況

1 業務上疾病者数・千人率の推移（平成 18 年～ 22 年）

●全産業の疾病者数 8,111 人のうち、建設業は 881 人で 10.9%を占めている。

年	業種	建設業		全産業	
		疾病者数（人）	疾病者数千人率	疾病者数（人）	疾病者数千人率
平成 18 年		1,057	0.3	8,369	0.2
平成 19 年		974	0.3	8,684	0.2
平成 20 年		930	0.3	8,874	0.2
平成 21 年		718	0.2	7,491	0.2
平成 22 年		881	0.3	8,111	0.2

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況調」

(注) 1. 疾病者数千人率 = $\frac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$

2. 54 年の統計からは、昭和 53 年 3 月 30 日改正後の労働基準法施行規則第 35 条の疾病分類によって分類している。

2 年次別業務上疾病発生状況（平成 18 年～ 22 年）

●平成 22 年の建設業の計（881 人）を疾病別にみると、負傷による腰痛（288 人）が 32.7%と最も高い割合を占め、次いで異常温度条件による疾病 194 人（熱中症を含む）が 22.0%を占めている。

（単位：人）

年		18		19		20		21		22	
		建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計
疾病分類											
(1) 負傷に起因する疾病		538 (323)	5,962 (4,889)	492 (302)	6,252 (5,230)	505 (313)	6,625 (5,509)	399 (267)	5,721 (4,816)	414 (288)	5,819 (4,960)
物に 理よ る 因疾 子病	(2) 有害光線による疾病		6	2	9	1	7		9		8
	(3) 電離放射線による疾病						1		1		
	(4) 異常気圧下による疾病	5	20	4	18	3	6		3	5	10
	(5) 異常温度条件による疾病	112	422	129	474	90	463	51	288	194	816
	(6) 騒音による耳の疾病	2	12	2	9	5	9	5	10	3	9
	(7) (2)～(6)以外の原因による疾病	6	27	7	42	3	16	2	17	6	22
	作起 業因 態す 様の に疾 病	(8) 重激業務による運動器疾患と内臓脱	5	92	9	119	7	89	5	109	10
(9) 負傷によらない業務上の腰痛		1	31	2	57		47	5	54	5	58
(10) 振動障害		1	6	1	5		3	1	3	2	5
(11) 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群		12	233	7	245	12	246	6	163	6	141
(12) (8)～(11)以外の原因による疾病		3	70	5	92	5	105	5	59	2	73
(13) 酸素欠乏症	4	12	2	12	3	11	4	9	2	4	
(14) 化学物質による疾病（がんを除く）	72	320	39	258	34	220	23	191	30	228	
(15) じん肺症及びじん肺合併症	269	765	242	640	229	587	184	531	182	516	
(16) 病原体による疾病	2	241	5	257	3	207	1	137	1	126	
がん	(17) 電離放射線によるがん										
	(18) 化学物質によるがん		1	6	9	5	10	5	10	3	5
	(19) (17)、(18)以外の原因によるがん										1
(20) その他業務によることの明らかな疾病		25	149	18	186	25	222	22	176	16	153
合計		1,057	8,369	974	8,684	930	8,874	718	7,491	881	8,111

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況調」

(注) 1. 表は休業 4 日以上のものである。

2. 疾病分類は労働基準法施行規則第 35 条によるものを整理したものである。

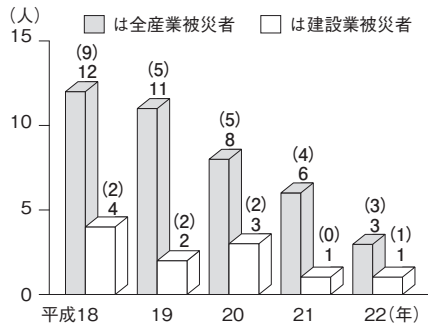
3. (1) 負傷に起因する疾病欄内（ ）は腰痛の内数である。

4. (18) の化学物質は労働基準法施行規則別表 1 の 2 第 7 号に掲げる名称の化学物質である。

5. 本統計の数字はその年内中に発生した疾病で翌年 3 月末日までに把握したものである。

3 酸素欠乏症発生状況（平成18年～22年）

- 平成22年の全産業の被災者数は3人、建設業は1人（33.3%）となっている。



(注)：()は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。
資料：厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況調」

4 振動障害労災新規認定状況（平成18年度～21年度）

- 平成21年度の新規認定数は267人、建設業は146人（54.7%）と高い割合となっている。

(単位：人)

業種	年度			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
建設業	178	178	154	146
林業	59	66	41	43
鉱業	34	24	11	18
採石業	6	2	2	6
製造業	21	22	16	24
その他	10	23	27	30
合計	308	315	251	267

資料：厚生労働省「業種別・年度別振動障害の労災新規認定者数調」※各年度中に新規に支給決定を行った者の業種別人数

5 石綿による肺がん及び中皮腫の労災新規認定状況（平成19年度～22年度）

(単位：人)

業種	分類	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫
建設業		248 (49.4%)	241 (48.2%)	245 (48.7%)	253 (45.3%)	250 (51.8%)	259 (48.3%)	241 (56.8%)	229 (46.0%)
全産業		502	500	503	559	483	536	424	498

(注) 1. ()は、全産業に占める建設業の割合である。
2. 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金の新規支給決定者数は除く。
資料：厚生労働省「労災保険法に基づく石綿による疾病（肺がん、中皮腫、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚）に係る保険給付の請求・決定状況調」

6 有機溶剤中毒の発生状況（平成19年～21年）

(単位：人)

業種	年	平成19年		平成20年		平成21年	
		死亡	中毒	死亡	中毒	死亡	中毒
建設業		1	1	1	1	0	0
全産業		4	12	2	6	1	7

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況調」
(注) 1. 平成19年以降集計方法が変更となった。
2. 平成22年の発生状況は編集時において未発表。

7 一酸化炭素中毒の発生状況（平成19年～21年）

(単位：人)

業種	年	平成19年		平成20年		平成21年	
		死亡	中毒	死亡	中毒	死亡	中毒
建設業		1	11	5	11	0	8
全産業		2	37	6	36	3	31

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況調」
(注) 1. 平成19年以降集計方法が変更となった。
2. 平成22年の発生状況は編集時において未発表。

8 脳・心臓疾患の請求及び支給決定件数一覧（平成19年度～22年度）

(単位：人)

業種	区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
建設業		118	50	108	42	112	30	109	22
全産業		931	392	889	377	767	293	802	285

資料：厚生労働省「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況調」

9 精神障害等の請求及び支給決定件数一覧（平成19年度～22年度）

(単位：人)

業種	区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
建設業		82	33	71	22	70	26	74	20
全産業		952	268	927	269	1,136	234	1,181	308

資料：厚生労働省「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況調」

資料 2

あなたの疲労蓄積度自己診断チェックリスト

長時間にわたる過重な労働や仕事の悩みなどのストレスや疲労がたまると心身の病気や災害につながるおそれがあります。これを防止するためには、事業者が適正に労働時間管理や健康診断などを行うことが重要ですが、働く人一人ひとりが自分の疲労度を把握・自覚し、積極的に健康管理を行うことが大切です。

このチェックリストを活用して、あなたの疲労蓄積度を自己診断してみてください。

1 最近1か月間の自覚症状について、各質問に対し当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. イライラする	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
2. 不安だ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
3. 落ち着かない	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
4. ゆうつだ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
5. よく眠れない	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
6. 体の調子が悪い	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
7. 物事に集中できない	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
8. することに間違いが多い	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
9. 工作中、強い眠気に襲われる	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
10. やる気がでない	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
11. へとへとだ (運動後を除く)	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
13. 以前とくらべて、疲れやすい	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)

自覚症状の評価 各々の答えの () 内の数字を全て加算してください。 合計 点

I	0～3点	II	4～7点	III	8～14点	IV	15点以上
---	------	----	------	-----	-------	----	-------

2 最近1か月間の勤務の状況について、各質問に対し当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. 1か月の時間外労働	<input type="checkbox"/> ない又は適当 (0)	<input type="checkbox"/> 多い (1)	<input type="checkbox"/> 非常に多い (3)
2. 不規則な勤務 (予定の変更、突然の仕事)	<input type="checkbox"/> 少ない (0)	<input type="checkbox"/> 多い (1)	—
3. 出張に伴う負担 (頻度・拘束時間・時差など)	<input type="checkbox"/> ない又は小さい (0)	<input type="checkbox"/> 大きい (1)	—
4. 深夜勤務に伴う負担 (注1)	<input type="checkbox"/> ない又は小さい (0)	<input type="checkbox"/> 大きい (1)	<input type="checkbox"/> 非常に大きい (3)
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	<input type="checkbox"/> 適切である (0)	<input type="checkbox"/> 不適切である (1)	—
6. 仕事についての精神的負担	<input type="checkbox"/> 小さい (0)	<input type="checkbox"/> 大きい (1)	<input type="checkbox"/> 非常に大きい (3)
7. 仕事についての身体的負担 (注2)	<input type="checkbox"/> 小さい (0)	<input type="checkbox"/> 大きい (1)	<input type="checkbox"/> 非常に大きい (3)

注1：深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断して下さい。深夜勤務は、深夜時間帯 (午後10時～午前5時) の一部または全部を含む勤務を言います。

注2：肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担

勤務の状況の評価 各々の答えの () 内の数字を全て加算してください。 合計 点

A	0～2点	B	3～5点	C	6～8点	D	9点以上
---	------	---	------	---	------	---	------

※ このチェックリストは疲労の蓄積を自覚症状と仕事の側面から評価し、その負担度を見えています。

3 総合判定

次の表を使い、自覚症状、勤務の状況の評価から、あなたの仕事による負担度の点数（0～7点）を求めて下さい。

【仕事による負担度点数表】

		2 勤務の状況			
		A	B	C	D
1 自覚症状	I	0	0	2	4
	II	0	1	3	5
	III	0	2	4	6
	IV	1	3	5	7

※糖尿病や高血圧症等の疾病がある方の場合には判定が正しく行われない可能性があります。

➡ あなたの仕事による負担度の点数は： 点（0～7）

判定	点数	仕事による負担度
	0～1	低いと考えられる
	2～3	やや高いと考えられる
	4～5	高いと考えられる
	6～7	非常に高いと考えられる

4 疲労蓄積予防のための対策

- ◎総合判定 3 の負担度の点数が「2～7」の人は、疲労が蓄積されている可能性があります。
 チェックリスト 2 の勤務状況の項目、(点数 (1) または (3) をチェックした項目) について
- ・自分で改善できる問題については、自分でそれぞれ改善しましょう。
 - ・自分で改善できない問題については、上司や産業医に相談し、勤務状況の改善に努めましょう。

- 仕事以外の生活習慣に原因があり、自覚症状が多い場合も見受けられますので、睡眠や休養などを見直すことも大切です。疲労を蓄積させないためには、負担を減らし、一方で睡眠・休養をしっかりと取る必要があります。労働時間の短縮は、仕事による負担を減らすと同時に、睡眠・休養を取りやすくするので、効果的な蓄積予防の一つとなります。
- 時間外労働時間が月 45 時間を超えていれば、ぜひ、労働時間の短縮を検討しましょう。

【参考】時間外労働と脳血管疾患・虚血性心疾患との関連

時間外労働時間（1 週当たり 40 時間を超える部分）と脳出血などの脳血管疾患や心筋梗塞などの虚血性心疾患の発症などの健康障害のリスクとの関連性を下表に示しています。上のチェックリストで仕事による負担度が低くても時間外労働時間が長い場合には注意が必要です。

時間外労働時間	月 45 時間以内	時間の増加とともに健康障害のリスクは徐々に高まる	月 100 時間または 2～6 か月平均で月 80 時間を超える
健康障害のリスク	低い	⇨	高い

(出典：厚生労働省)

広報企画委員会 委員名簿

委員長	小島政章	(株)竹中工務店 安全環境本部長
委員	石沢正弘	(社)日本建設躯体工事業団体連合会 副会長
〃	井上聖	(株)大林組 労務安全部 部長
〃	今井理恵	大成建設(株) 安全本部 安全部 安全企画室 室長
〃	加藤正勝	前田建設工業(株) 執行役員 経営管理本部 安全部長
〃	齋藤光和	清水建設(株) 安全環境本部 安全部 部長
〃	土屋良直	(株)熊谷組 執行役員 安全本部長
〃	本多雅之	飛鳥建設(株) 安全環境部長

(敬称略・五十音順)

資料 3

平成23年度全国労働衛生週間行事計画表(例)

スローガン：『見逃すな 心と体のSOS みんなでつくる健康職場』

項目 月日	行事項目	行事内容	項目 月日	行事項目	行事内容
10月 1日 (土)	家族健康の日	1. 家族みんなで健康について考える 2. 心とからだの健康チェック	5日 (水)	労働衛生に関する研修会・講習会等の日	1. 総点検の結果についての検討会、安全衛生協議会等の開催 2. 職業性疾病の防止についての研修会等の実施、災害事例等についての勉強会
2日 (日)	休養の日	●ゆっくりと休養	6日 (木)	避難・救護訓練の日 健康診断日	1. 火災・酸欠等の緊急事態を想定した避難、救護訓練の実施 2. 巡回検診車等を利用した健康診断の実施 3. 健康相談、健康測定の実施
3日 (月)	趣旨徹底の日	1. 社長メッセージの伝達 2. 労働衛生週間の意義と重要性及び行事予定を朝礼、安全衛生協議会等で説明 3. 視聴覚教材を用いた労働衛生意識の高揚			
4日 (火)	総点検の日	●協力会社の職長とともに次の事項を実施 1. 機械器具・設備、作業方法等を衛生面から点検 2. 安全衛生保護具の使用状況の確認 3. 危険、有害物の保管状況の点検 4. 作業場所、作業所事務所、休憩所、寄宿舎、食堂等の衛生管理状況の点検	7日 (金)	反省の日	1. 労働衛生週間をとおしての反省、今後の衛生管理の取り組み方等について討議、検討 2. 優良な協力会社、グループ、個人等の表彰

平成23年度 全国労働衛生週間用品等のご案内

用品等お問い合わせ先 TEL 03-3453-3391 ホームページ <http://whk.kensaibou.or.jp/asp/index.asp>

労働衛生週間ポスター No.2



B2判 (73 × 52cm) ¥170
 ・No.1 みな (コードNo.760201)
 (表紙) (モデル 藤井美菜)
 ・No.2 スローガン入り (コードNo.760202) (モデル 高橋みなみ)
 ※社名印刷各種類 50 枚以上

労働衛生週間のぼり

コードNo.880210
 ポリエステル製
 (240 × 70cm) ¥1,530
 社名印刷 5 枚以上

労働衛生週間ワッペン

コードNo.780230
 ビニール製 (7.5 × 6.5cm)
 10 枚 1 組 ¥820
 社名印刷 50 組以上



(スローガン入り)

※他に、労働衛生週間横幕、労働衛生旗等をご用意しております。
 ※社名印刷は有料にてお受けしております。ご注文お待ちしております。

お申込み、お問い合わせは「事業部 教材管理課」、東京以外の方は「最寄りの支部」へお願いいたします。
 電話 03 (3453) 3391 FAX 03 (3453) 5735

当実施要領についてのお問い合わせは、建設業労働災害防止協会 業務部 広報課までお願いいたします。
 〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番1号 TEL 03 (3453) 8201 発行責任者 松本 徹 <http://www.kensaibou.or.jp/>